

当座預金をご利用のお客様 各位



平成30年10月9日  
中ノ郷信用組合

## 当座勘定規定の一部改定のお知らせ（24時間365日対応）

平素は当組合に格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、平成30年10月9日（火）より、全銀システム（内国為替）の稼働時間が拡大されることに伴い、当組合でも「平日夜間」、「土曜日」、「日曜日」、「祝日」に即時振込・即時着金が可能になります<sup>1</sup>。

これを踏まえ、この度、当組合では「当座勘定規定」に振込等による入金時間の制限（15時まで）を明記する改定を行いますので、お知らせ致します。なお、この改定により、**現在のお取扱いに何ら変更はございません。**

また、この取扱いは既にお取引頂いているお客様にも適用されます。詳しくは当組合窓口か営業担当者までお問い合わせください。

### 記

（改定日：平成30年10月9日）

新	旧
<p>第9条（支払の範囲）</p> <p>① 提示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金を超える場合には、当組合はその支払義務を負いません。</p> <p>② <u>呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受け入れまたは振り込まれた支払資金により支払います。なお、15時以降に入金した支払資金を支払に充当したとしても当組合は責任を負わないものとします。</u></p> <p>③ <u>手形、小切手の金額の一部支払はしません。</u></p>	<p>第9条（支払の範囲）</p> <p>① 提示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金を超える場合には、当組合はその支払義務を負いません。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>② 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p>

以上

<sup>1</sup> 平日15時から翌0時までに行われた当組合宛ての振込（振込先口座が当座預金）につきましては、決済資金を明確にするため、振込は原則として受付いたしません。但し、土日祝日に振込まれた場合はこの限りではありません（即時着金します）。また、他行庫の当座預金へお振込みする場合は、振込先金融機関の取扱いに準じます。